

飯塚市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス事業
プロポーザル実施要領

1 事業概要

- (1)事業名 飯塚市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス事業
- (2)事業目的 保護者の利便性の向上及び保育士の業務負担の軽減を図り、より充実した子育てや保育につながることを目的とする。
- (3)事業内容 別紙仕様書のとおり
- (4)事業場所 別紙仕様書のとおり
- (5)事業期間 協定締結日の翌日から令和11年3月31日まで
ただし、本事業の開始時期は、令和8年4月1日からとする。
また、協定締結後、令和8年2月1日から令和8年3月31日までを実証実験期間とし、無償提供とする。
- (6)契約方法 公募型プロポーザル方式による選定

2 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)に規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。
また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (3)福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7)国税、地方税を滞納していないこと。
- (8)同種のサービス提供の実績が過去3年以内において3自治体以上あること。

3 スケジュール(日時は変更する可能性がある。)

内容	期限等
公募の開始	令和7年10月6日(月)
質問提出期限	令和7年10月6日(月)から 令和7年10月31日(金)17時15分まで
質問回答期限	令和7年11月7日(金)
参加表明書等提出期限	令和7年10月6日(月)から 令和7年11月14日(金)17時15分まで
企画提案書等提出期限	令和7年10月6日(月)から 令和7年11月21日(金)17時15分まで
第1次審査(書類審査)	令和7年11月28日(金)
第1次審査結果通知	令和7年12月5日(金)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月12日(金) ※予定
第2次審査結果通知及び公表	令和7年12月中旬 ※予定

※日程については、変更する場合有。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期限 「3 スケジュール」のとおりとする。

②提出方法 質問票(様式6)により、「13 担当部署」に記載のメールアドレス宛に送信し、その旨を電話にて連絡のこと。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、「3 スケジュール」の期限までに電子メールで回答し、後日、市公式ホームページに質問者名を伏せて掲載する。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

開庁日の8時30分から17時15分までの間に持参又は書留郵便・レターパックにより提出すること。

なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について飯塚市はその責めを負わない。

(2) 提出書類

①参加表明書(様式1)

②会社概要書(様式2)

③実績調書(様式3)

- ④会社概要(会社パンフレット等任意)
 - ⑤履歴事項全部証明書(登記簿謄本、写し可)
 - ⑥役員名簿(様式4)
 - ⑦国税・地方税の納税証明書(未納額がないことが確認できるもの、写し可)
 - ⑧財務諸表(直近の決算のもの)
 - ⑨印鑑証明書(原本のみ)
 - ⑩審査結果通知書の返信用封筒(返信先を記載し、110円切手を貼った長3封筒)
 - ⑪委任状(任意様式)※支社長等を代理人とする場合のみ
- ※⑤～⑨は、名簿登載者については提出不要。
- ※⑤⑦⑨は、提出日から3箇月以内に発行されたもの。

(3)様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

(4)提出部数

各1部(ただし、③については9部)

(5)提出期限

「3 スケジュール」の日程のとおりとする。(必着)

(6)提出先・問合せ先

「13 担当部署」を参照のこと

6 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)により行うものとする。
提出方法は、「5 参加表明書等の提出」(1)と同様とする。

7 企画提案書等の提出

(1)提出方法

提出方法は「5 参加表明書等の提出」(1)と同様とする。

(2)提出書類

①企画提案書(様式5)※表紙

②提案書(任意様式)

次の事項は、提案書に必ず記載すること。

- ・保護者が負担する利用料金
- ・サービスに係るおむつのメーカー、商品名、規格。

(3)様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること

(4)提出部数

各9部(正本1部、副本8部)

正本にのみ会社名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

副本には、事業者の名称やその他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

(5)提出期限

「3 スケジュール」の日程のとおりとする(必着)

(6)提案書(任意様式)作成上の留意事項

①20ページ以内、11ポイント以上、A4サイズ、長編綴じとする。

但し、図表等で必要な場合のA3版を織り込んで作成可とする。

②表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。

③「9 審査基準及び配点」の審査項目に従って作成すること。

業務実績については、業務実績調書(様式3)を用いること。

(7)提出先・問合せ先

「13 担当部署」を参照のこと

8 審査方法

審査は、飯塚市子ども審議会専門部会(以下「専門部会」という。)において、採点基準に基づき実施する。

(1)第1次審査

書類審査にて実施する。ただし、参加表明者が5者以上となった場合に実施するものとする。

①実施日は、「3 スケジュール」のとおりとするが、第1次審査を行う場合にのみ、事前に電話及びメールにて連絡する。

②審査は、「9 審査基準及び配点」に基づき審査し、上位4者程度を選定する。

また、審査項目1及び2の得点については、第2次審査に引き継ぎ、合計得点に使用する。

③審査結果は、「3 スケジュール」の日までに、参加申込者全員に対して、企画提案書提出者選定通知書又は非選定通知書により通知する。その場合において、企画提案書等の提出者として選定されなかった参加申込者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により、「13 担当部署」へ説明を求めることができる。

(2)第2次審査(プレゼンテーション)

①実施日は、「3 スケジュール」のとおりとする。(詳細は電話及びメールにて連絡する。)

②プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、10分程度の質疑応答時間を設ける。(企画提案者名は伏せて行う。)

③参加人数は2名以内とする。

④プレゼンテーションにおいてスクリーン、プロジェクターは飯塚市が準備するが、パソコン等の機器を使用する際は企画提案者が準備し、事前にその旨を申し出ること。

⑤第2次審査は非公開とする。

⑥審査の順番は、原則参加表明書の提出順とする。

(3)第2次審査手順

「9 審査基準及び配点」に基づき委員会委員がそれぞれ採点し、それらの合計点により算出された最高得点の企画提案者を受託候補者に決定する。

ただし、合計点が満点の6割に満たない場合は受託候補者とせず、再度公募する。

なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、審査項目3(保護者の負担軽減の観点)、4(保育従事者の負担軽減の観点)、5(保護者及び保育従事者共通の負担軽減の観点)の3項目の合計点が最も高い者を選定する。

それでもなお同数の場合は、くじ引きにて決定する。

(4) 第2次審査結果の通知

審査の結果については、第2次審査対象の企画提案者に第2次審査結果通知書にて通知を行う。

なお、受託候補者として特定されなかった企画提案者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により、「13 担当部署」へ説明を求めることができる。

(5) 第2次審査結果の公表

審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページにて公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の候補者ごとの得点(社名等は非公開とする。)

9. 審査基準及び配点

	審査項目	評価内容	配点
第1次審査項目	1 事業実績について (20)	(1)他市町村において、本事業と同種のサービスを提供している実績があるか。(私立の保育園等を除く)	10
		(2)私立の保育園等において、本事業と同種のサービスを提供している実績があるか。	10
	2 実施体制について (20)	実施までの体制が適切に構築されているか。 また、実施までのスケジュールは分かりやすく記載されており、導入まで適切なものとなっているか。	20
第2次審査項目	3 保護者の負担軽減の観点 (50)	(1)提案する紙おむつ等は、日本国内で広く認知されているものであり、保護者が安心して利用できるものであるか。	10
		(2)利用料金は、保護者が抵抗なく利用できる価格であるか。	20
		(3)利用開始・解約・支払い手続きは、保護者にとって分かりやすく手続きしやすいものになっているか。	20
	4 保育従事者の負担軽減の観点 (40)	(1)発注事務は、保育従事者の負担にならないものとなっているか。	20
		(2)全ての市内保育所及びこども園に配送ができる体制となっているか。	10
		(3)突然の在庫不足など、緊急時の対応について有効な提案となっているか。	10

	審査項目	評価内容	配点
	5 保護者及び保育従事者共通の負担軽減の観点 (10)	保護者及び保育従事者からの問い合わせ対応等の対応窓口は、受付手法や開設時間等が利用者のニーズに合った体制になっているか。	10
	6 事業の効果を高める創意工夫の観点 (60)	(1) 1～5の審査項目以外に、本事業を実施する上で、本市にとって有益な提案があるか。	20
		(2) 1～5の審査項目以外に、本事業を実施する上で、保護者にとって有益な創意工夫がなされた提案があるか。	20
		(3) 1～5の審査項目以外に、本事業を実施する上で、保育従事者にとって有益な創意工夫がなされた提案があるか。	20
	合計		200

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合していない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱に該当する行為が認められた場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合

11 協定の締結方法等

受託候補者決定後協議が整い次第、速やかに協定締結の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は、発注者と受託候補者との協議により必要が生じた場合に修正することがある。

受託候補者が協定書締結を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、基準点を超える次順位の事業者と協議の上、協定の締結手続きを進めるものとする。

実証実験期間中に行う保護者へのアンケート調査の結果により、事業の実施が困難であると市が判断した場合は、事業を終了することがある。

12 その他留意事項

- (1)提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2)参加表明書及び提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (3)提出された参加表明書及び提案書等は、最適任者を特定する以外に、提出者に無断で使用しない。
- (4)提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5)提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第8条第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (6)審査に関する経緯・内容・結果に関する問合せは前述のもの以外一切回答しない。
- (7)プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は、参加者の負担とする。

13 担当部署

飯塚市こども未来部こども政策課(担当 大里・有福)

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

E-mail kodomoseisaku@city.iizuka.lg.jp

電話番号 0948-96-8236

FAX番号 0948-21-9508